平成２８年（フ）第１０３号
長野市大字高田843番地１　中沢荘202
債務者　徳武いよ子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９８５号
福岡市東区香椎浜２丁目３番３―1002号
債務者　新納　弘子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０１７号
福岡市南区長丘２丁目26番１号
債務者　栗木　由子（旧姓金馬）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０２６号
福岡県春日市岡本６丁目55番地　ディナスティ99・102号、前住所福岡県春日市桜ヶ丘５丁目84番地　ＪＧＭヴェルデ井尻南804号
債務者　池田　祐子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０４８号
福岡市博多区祇園町８番12―708号
債務者　川上　一夫
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０６７号
福岡県福津市星ヶ丘３番８号
債務者　藤嶋　賢治
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１０８４号
福岡市中央区谷１丁目９番14―101号
債務者　曽根崎季美絵（旧姓舟越）
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１０５号
福岡市博多区東那珂３丁目９番27―504号
債務者　岡　　直子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１２号
福岡市南区曰佐２丁目13番13号
債務者　久冨　一幸
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１４号
福岡市早良区重留２丁目６番18―802号
債務者　目良トヨ子
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１１６号
福岡県筑紫郡那珂川町大字成竹392番地１
債務者　又丸　瑠美
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１２８号
福岡市城南区西片江２丁目10番14―302号
債務者　明田　真実
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３１号
福岡市南区三宅３丁目１番21号
債務者　浜崎　輝一
1　決定年月日時　平成28年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１１３５号
福岡市博多区麦野４丁目38番11号
債務者　相川やす代
1　決定年月日時　平成28年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２６０号
熊本県宇城市松橋町松橋1481番地　岡岳団地ＬＤ７―27、前住所熊本県宇土市三拾町275番地１　サンライフシティＢ202
債務者　山口美富士
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２５３号
鹿児島県鹿児島市田上６丁目19番19号
債務者　田端修一郎
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
兵庫県尼崎市久々知２丁目19番７号　レオパレス久々知101号
債務者　浦川比呂志
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８９号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番７―203号、前住所兵庫県尼崎市常松２丁目５番17号　パインビラ武庫北302号
債務者　坂下　尚樹
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係